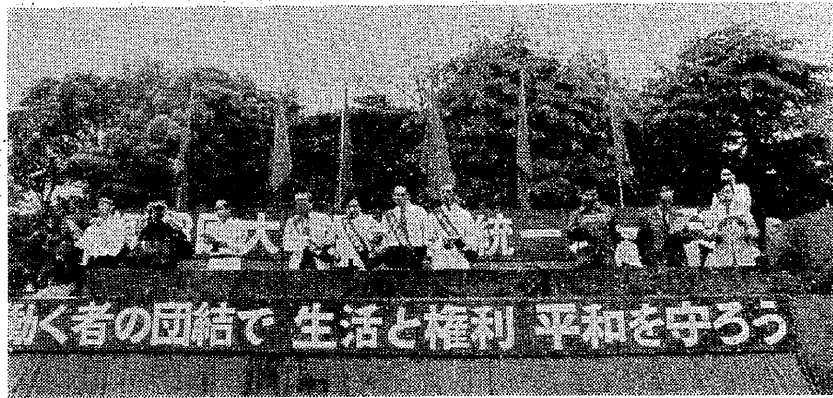


第53回 メーデー

平和とくらしを守ろう



大卒田地区メーデーの舞台。

大卒田地区のメーデーは、荒尾地区メーデーは児童公園で、それぞれ小雨のほらつくなかで行われました。

大卒田地区では、城之内会長の主催者あいさつのおと、社会党細谷治嘉衆議院議員、共産党久後勝幸福岡県委員があいさつ。メーデー宣言、スローガンが採択されました。

荒尾地区では、式島会長のあいさつのおと、社会党酒井善為県議員、共産党上野哲夫市議会議長があいさつ。特別決議などを採択しました。

終了後それぞれ市内をデモ行進、大卒田地区では恒例の「青空市場」が開かれ、プラカード展や反核写真展なども行われました。

また、両地区とも四月三十日にはメーデー前後祭が催されました。



荒尾地区メーデーの会場で。



行進する三池労組の隊列。

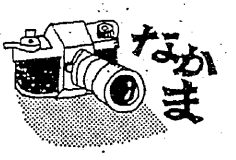
主張 春闘協定を無視する 三井石炭を許すな

八三春闘は、金属労協(鉄鋼・月額二万二千八百九十七円)六・六円しか支払うことができない。電機・自動車労連(電機・月額四万七千八百九十円)の低額回答で妥結した。

だが三井石炭は、翌二十三日、十四日と申し入れました。われわれは三井石炭の申し入れに対し、炭労との協定以前に石炭協会内部で支払能力を含めて協議され、一縮小の方向であるとの答弁があり、それを具体的にすすめる提案であり、今後新採用を一切りせず、成り行き人員で一方的に職名、方変更することによって、予算削減

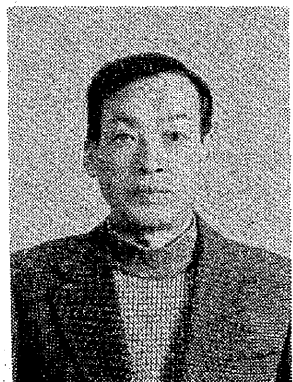
三井石炭は、三月の縮小を伴う合理化は、昭和五十七年上期の計画しており、赤字を理由とした人員合理化であることは明白である。

われわれは今後、三池炭鉱に働いていく労働者の命と生活を守る問題として、賃金削減反対、合理化反対のたたかいを一層つよめることが急務になっている。



十六分会(三川) 西田 正一さん

西田さん(50歳)が、当時自宅(渡瀬の岩津社)と本所支部間を自家用車で通ったことが一番辛かったとのこと。またホッパーの政防時、余暇をみつければ諏訪川へウナギを取りに行っていたこと。三池闘争が大きな転機となり、少しではあったが「人間として、労働者としての成長させてくれたことなどが思い出さずして強くなっている」といいます。



原由子(44歳)は、荒尾市で調理師。西田さん(50歳)は、荒尾市で調理師。西田さん(18歳)は、荒尾市で調理師。

血迷った会社 組合の入坑点検を拒否

三川(野口幸光社長)では、繰り込み変更による人車ダイヤの改善を五月五日に提案、十日から実施すると組合に申し入れ、新労組は要意見を付けてこれを承認しました。

三池労組では、現状でさえ人車混雑は改善を迫られており、実施の延期と人車改造を含む再検討を要求しましたが、会社は最終案である、としてこれを拒否しました。

さらに九日、人車の運行と乗降状況を把握するために、執行部の入坑点検を申し入れましたが、会社はこれを拒否しました。

労使関係から見ても、保安点検という点からも、常識では考えられない態度であり、怒りを買っています。

その後組合からの強い抗議で、人員増をきめて認めるといふ回答がありましたが、基本的な認識をきくものではなく、無条件で入坑点検を認めるようさらに申し入れを行いました。

労災隠しや無償残業 労基署に是正申告

会社は「現場あすかり」「保安部あすかり」「自宅待機」などの名目で、労働者を隠し、正当な労災休業や補償をとりこみ、五月十七日、是正・改善を求める申請を行いました。

この申告を行ったのは、共産党三池炭鉱支部の松里兼男さん(十八分)ら十一人です。

6.11 三川鉱落盤災害

三池労組では、昨年六月十一日の三川鉱の落盤災害の責任追及のために、五月十日午前十時、福岡地方検察庁へ野口社長にたいする告発手続きを行いました。告発を受けて、地検では近く受理するかどうかの結論を出すことになっています。

告発状

大卒田市入船町一番地一 告発人 三池炭鉱労働組合

右組合長 森田 満明

大卒田市西港町二丁目八番地 被告発人 三川 敏

被告発人は、業務上過失致死の罪を犯したので捜査の上、嚴重に処罰を求めたい。

一、災害の内容

昭和五十六年六月十一日十五時十八分頃、三川本層西七十御東五片と東五片との交差部で、東五片向用、パンターコンベヤー掘付のため、角目枠よりエヤーブロックでパンターコンベヤー原動機をつり上げている時、天井の崩落(幅五・四七・三メートル×高さ二・〇×四・〇メートル×長さ九・四一・四メートル)が起こり、故吉田哲郎氏他五名の作業員が埋没し死亡した。

二、被告発人の刑事責任

(一)本件災害は昭和五十四年八月三川鉱において重量物のつり上げ作業に関する保安対策が定められたにもかかわらず、災害当日の作業において右定められた保安対策にもとづき具体的な指示がなされず、その結果一に述べたように作業従事者の作業員が天井崩落で死亡したものである。具体的指示をなさなかったことにより、本件災害が発生したものであるから、保安対策を指示すべき会社の職制に、本件災害につき業務上過失致死

死の刑事責任のあることは明白である。

(二)被告発人は伝えられるところによると、昭和五十六年三月二十六日、三川第二層において入坑点検中、電気が角目枠に重量物をつり下げたとき、梁がたわんでいたのを目撃したので、当日の係長会社で重量物つり下げ作業について保安上の指示を行ったといわれている。

しかしながら、三川敏の責任者としては、右のように現実に危険な状況を目撃した以上、たんに一片の指示をするだけに止まらず、日常現場で守られているかどうか具体的にチェックを行わなければならない義務がある。それにもかかわらず、そのことを慢然とおぼこしたためであるから、被告発人には業務上過失致死の重大な刑事責任がある。

(三)本件災害については、他の該当係長・主任・係員は鉱山保安監督局及び警察関係より検察庁に対し、書類送検されているにもかかわらず、最高責任者である被告発人のみ送検されていないため、被告発人は労働組合として災害を撲滅する立場から、会社の生産優先、保安無視による災害であることを明確にするため、本告発に及んだものである。よって捜査の上、嚴重処罰を求めたい。

昭和五十七年五月十日 告発人 三池炭鉱労働組合 右組合長 森田 満明 福岡地方検察庁